

建築設計業務委託特記仕様書

井手町

I 業務概要

1. 業務名称 井手町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務
2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 井手町新庁舎、山吹ふれあいセンター及び「道の駅」的休憩施設
 - (2) 敷地の場所 井手町地内
 - (3) 施設の用途 庁舎、図書館、休憩施設
(平成31年国土交通省告示98号
別添二第四号第2類、第十二号第2類及び第五号第1類とする。)
3. 設計と条件
 - (1) 敷地の条件
 - a 敷地の面積 約13,500㎡
 - b 用途地域及び地区の指定 市街化調整区域、地区計画予定（（仮称）東高月・宮ノ前地区）
 - (2) 施設の条件
 - a 施設の延面積 新庁舎（約3,400㎡）、山吹ふれあいセンター（約1,900㎡）
「道の駅」的休憩施設（約200㎡）
 - b 主要構造 特に指定なし
 - c 耐震安全性の分類
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月28日改正）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

	＜新庁舎＞	＜山吹ふれあいセンター＞	＜道の駅的休憩施設＞
1) 構造体	I 類	II 類	II 類
2) 建築非構造部材	A 類	A 類	A 類
3) 建築設備	甲 類	乙 類	乙 類
 - (3) 建設の条件
 - a 工事費 約29億円（税抜き）
 - b 工事工期 井手町新庁舎等建設基本構想・基本計画による
 - (4) その他の与条件 井手町新庁舎等建設基本構想・基本計画による
 - (5) 基本設計図等の最終提出期限 令和2年9月末日
 - (6) 業務委託工期 契約の日の翌日から令和3年9月末日まで

【電子納品対象業務】

電子納品の対象範囲については、「Ⅱ業務仕様4.提出成果物等」のとおりです。

Ⅱ 業 務 仕 様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成31年3月改定版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分を適用する。

2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に☑印をしたものを適用する。）

(1) 一般業務

(a) 基本設計 ☒（新庁舎、山吹ふれあいセンター及び「道の駅」的休憩施設含む）

委託	業 務 内 容	特記事項
☒	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☒	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☒	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☒	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☐		

(b) 実施設計 ☒（新庁舎のみ）

委託	業 務 内 容	特記事項
☒	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☒	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☒	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☒	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☐		

(2) 追加業務

基本・実施共通

委託	業 務 内 容	特記事項
☒	積算業務（新庁舎のみ対象） ☒ 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） ☒ 電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） ☒ 機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）	

☒	透視図作成 外観（5）枚 大きさ（A3） 額の有無（有） 内観（6）枚 大きさ（A3） 額の有無（有） 鳥瞰（2）枚 大きさ（A3） 額の有無（有）	アングルについては監督職員等と協議すること。
☐	透視図の写真作成 （ ）カット 枚数各（ ）枚 大きさ（ ） 電子データ（ ）	
☐	模型製作 縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ）	

委託	業 務 内 容	特記事項
☐	模型の写真製作 （ ）カット 枚数各（ ）枚 大きさ（ ） 電子データ（ ）	
☒	諸官庁との打合せ ☒ 建築主事 ☒ 消防署 ☒ 保健所 ☒ 警察署 ☒ 府市関係部署 ☐ 労働基準監督署 ☒ 関西電力 ☐ 大阪ガス ☒ NTT ☒ 上下水道局 ☒ その他法令手続	☒ の官公署と打合せを行うこと。 なお、 ☒ 左記以外にも必要があれば行うこと。
☒	建築確認申請手続き業務	
☒	関係法令に基づく各種手続き業務	
☒	概略工事工程表の作成	
☒	住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く）	
☐	地歴調査業務	
☒	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務	詳細は5 その他特記事項による。
☒	リサイクル計画書の作成	
☐	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	
☒	京都府福祉のまちづくり条例に基づく手続き	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- (c) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
なお、数量算出時及び数量調書作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いてチェックを行うこと。
- (d) 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。
- (e) 2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聞くこと。
建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、②建築設備士の氏名及び登録番号（規則第17条の35の登録を受けている場合）を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

建築工事設計図書作成基準	最新版	
建築設備工事設計図書作成基準	最新版	
建築設計基準	最新版	
建築構造設計基準	最新版	
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	最新版	
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	最新版	
木造計画・設計基準	最新版	
建築設備計画基準	最新版	
建築設備設計基準	最新版	
建築設備設計計算書の手引	最新版	
建築設備耐震設計・施工指針	最新版	
昇降機耐震設計・施工指針	最新版	
雨水利用・排水利用設備計画基準	最新版	
構内舗装・排水設計基準	最新版	
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	最新版	
公共建築工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	最新版	
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	最新版	
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	最新版	
公共建築木造工事標準仕様書	最新版	
建築物解体工事共通仕様書	最新版	
敷地調査共通仕様書	最新版	
建築工事標準詳細図	最新版	
電気設備工事標準図 / 機械設備工事標準図	最新版	
建築工事監理指針 / 建築改修工事監理指針	最新版	
電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針	最新版	
官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン	最新版	
公共建築工事積算基準	最新版	
公共建築数量積算基準	最新版	
公共建築設備数量積算基準	最新版	
公共建築工事標準単価積算基準	最新版	
公共建築工事積算基準等資料	最新版	
京都府建設交通部営繕課 営繕工事 積算一般事項	最新版	貸与
京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料	最新版	貸与
京都府建設交通部営繕課 電気/ 機械設備工事積算参考資料	最新版	貸与
営繕工事積算チェックマニュアル	最新版	貸与

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③管理・主任技術者通知書

技術提案書により提案された履行体制により本業務を履行すること。

- 注1) 建築士については、免許証等の写しを添付すること。
- 注2) 添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督職員等の確認を受けること。
- 注3) 業務を再委託する場合は、「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- 注4) 協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。
- 注5) 協力事務所に所属する建築士については、受託者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。
- 注6) 建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員等に報告すること。
- 注7) 建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。
- 注8) プロポーザルにおいて配置予定技術者として業務実績（様式2-2）を提出した技術者と変更がない場合は、③の提出は不要とする。

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ☒ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士
- ☐ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

(5) 貸与資料等

- 貸与する資料等
- ☒ 適用基準等のうち、貸与とされているもの
 - ☒ 本仕様書文中で、貸与としているもの
 - ☒ 既存施設（現庁舎・現山吹ふれあいセンター）の図面（必要な部分の北へ）
 - ☒ 測量調査報告書

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。

貸与場所（ 総務課 ） 貸与時期（ 業務着手時 ）
返却場所（ 総務課 ） 返却時期（ 業務完了時 ）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員等に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督職員等又は管理技術者が必要と認めたとき
- (c) その他

(7) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲（ 基本設計図等（基本設計図、設計説明書及び工事費概算書））
指定部分の履行期限（ 令和2年9月末日 ）
- (b) 成果物の提出場所（ 総務課 ）
- (c) 成果物の取り扱いについて

提出された成果物については、本町の行政・広報や施設管理のために利用する。

また、新庁舎に係る工事の受注者並びに山吹ふれあいセンター及び「道の駅」的休憩施設の実施設設計受託者等に貸与し、当該施設整備及び完成後の維持管理において利用することがある。

(d) 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について

☒ 別表 1 による。

4. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の ☒ 印部分を適用する。(数字は提出部数を示す)

図面の大きさ 基本設計 ☐ A-2 ☒ A-3、実施設計 ☒ A-1 ☐ A-2

正本には設計者名及び押印して提出すること。

基本設計説明書の大きさ ☒ A-3 以下

(1) 基本設計 ☒ (新庁舎、山吹ふれあいセンター及び「道の駅」的休憩施設含む)

委託	成 果 物 名	正本	副本	電子納品
	《建築意匠》			
☒	基本設計図	1 部	1 部	☒ 対象
☒	基本設計説明書	1 部	1 部	☒ 対象
☒	工事費概算書	1 部	1 部	☒ 対象
	《建築構造》			
☒	基本構造計画案	1 部	1 部	☒ 対象
☒	構造計画概要書	1 部	1 部	☒ 対象
	《設 備》			
☒	基本設計図	1 部	1 部	☒ 対象
☒	設備計画概要書、仕様概要書	1 部	1 部	☒ 対象
☒	工事費概算書	1 部	1 部	☒ 対象

(2) 実施設計 ☒ (新庁舎のみ)

委託	成 果 物 名	正本	副本	電子納品
	《建築工事》			
☒	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1 部	1 部+縮小 2	☒ 対象
☒	構造計算書	1 部	1 部	☒ 対象
☒	構造設計図、構造仕様書	1 部	1 部+縮小 2	☒ 対象
☒	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1 部	1 部	☒ 対象*
☒	工事費内訳書 (営繕積算システムRIBC)	1 部	1 部	☒ 対象
☒	専門工事等見積書、比較表	1 部	1 部	☒ 対象

	《設備工事》			
☒	設備設計図	1 部	1 部+縮小 2	☒ 対象
☒	設備設計計算書	1 部	1 部	☒ 対象
☒	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1 部	1 部	☒ 対象 *
☒	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC）	1 部	1 部	☒ 対象
☒	専門工事等見積書、比較表	1 部	1 部	☒ 対象
☒	建築確認申請書	1 部	4 部	☒ 対象
☒	数量算出チェックリスト及び積算数量調書チェックリスト	1 部	1 部	☒ 対象
☒	各種官庁届出書等	1 部	1 部	☒ 対象

(3) 基本・実施共通 ☒

委託	成 果 物 名	正本	副本	電子納品
☒	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1 部	1 部	☒ 対象
☒	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1 部	1 部	☒ 対象
☒	設計協力者名簿及び打合せ記録	1 部	1 部	☒ 対象
☒	透視図	1 式	1 部	☒ 対象 *
☐	模型 （ ）	1 式	1 部(写真)	☐ 対象 *
	資料、報告書類			
☐	現地測量調査報告書	1 部	1 部	☐ 対象
☒	地質調査（ボーリング調査）報告書	1 部	1 部	☒ 対象
☐	地歴調査報告書	1 部	1 部	☒ 対象
☒	各技術資料	1 部	1 部	☒ 対象
☒	各調査記録書（現地調査、施設調査等）	1 部	1 部	☒ 対象

注 * =Excel、Wordで作成された場合、画像・イメージデータの場合。
縮小＝縮小版（A-3判）を提出。
図面＝製本（背張り製本）。書類＝正本、副本（フラットファイル綴程度）。
電子納品対象項目、提出成果物の提出方法については監督職員等と協議すること。

5. その他の特記事項

(1) 現地調査

- (a) 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）（別図の範囲）

測量等の方法 ☐ 専門業者による測量及び調査

☒ 設計事務所職員等による測定及び調査

- (b) 構造計画に伴う地質調査（ボーリング調査）

国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の敷地調査共通仕様書によるボーリング調査とし、総延長は約（180）m、箇所数は（6）箇所とする。（支持層N値40以上を確認）

標準貫入試験を行い、乱された試料の採取を行う。

（地質調査報告書 3部 及び土質標本 1式 提出。）

- (c) 既存建築物改修・解体工事における建材及び保温材の7747含有調査

石綿の含有の可能性のある建材及び保温材について、資料を採取し、分析調査（定性・定量調査）を行う。石綿含有部材に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させる。

処理方法に関しては、関係諸官庁（労働基準監督署等）と充分協議を行うこと。

分析箇所数・・・総計.....箇所

（設備機器、及び配管の保温材・床タイル・石膏ボード等）

- (d) 既存建築物改修・解体工事におけるPCB調査

受変電設備機器、照明器具安定器等について、調査を行うこと。

（メーカー名、製造年、品番等で確認する。）

- (e) 既存建築物改修・解体工事における内部備品調査

別添の調査リストを元に備品の大きさ、重さを調査する。調査リストに記載の無い備品についても調査すること。

- (f) 周辺工作物（擁壁、塀等）、及び地中埋設物調査

敷地内及び敷地周辺の工作物等に関して、建築工事・解体工事等の際に損傷の恐れが無いか、及び隣接地への影響の有無を含め調査を行うこと。

損傷の恐れがある際は、有効な仮設計画を講ずること。

- (g) 電波障害調査

新庁舎による電波障害の有無について、机上調査を行うこと。

- (h) 設備機器等調査

既存建築物改修・解体とは別に撤去・処分が必要な設備機器等について、また、蛍光灯ランプ、フロンガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて、充分な調査を行うこと。

(3) 製図

- (a) 製図法は、JISA0150（建築製図）及びJISZ8302（製図通則）による。

- (b) 製図は「国土交通省電子納品要領」に基づきCADにて作成する。

- (c) 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。

- (d) 図面枠、特記仕様書は、本町が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督職員等と打合せを行うこと。

- (e) 表紙及び図面リストを作成すること。

(4) 設計図書

- (a) 構造計算書の様式は、（一社）日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。

- (b) 特殊な構造を使用する場合においては、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。

- (c) 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ 3. (2)「適用基準等」によることとし、計算にあたってはあらかじめ監督職員等と打合せを行うこと。

- (d) メーカーの資料については、事前に監督職員等の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。

メーカー等が作成した図面の提出は認めない。

- (e) 概算内訳の作成については監督職員等との協議による

- (f) 単価は、月刊又は季刊刊行物の掲載価格（2誌の比較）とする。刊行物にない価格は見積によることとし、3社以上の見積りを徴することとし、その見積書には法定福利費相当額が明示されていることとする。（その他別に定める積算基準によるものとする。）
なお、見積書を徴する際は実勢価格のヒアリングを行うこと。
- (5) 検査等
- (a) 提出した成果物は、本町の検査に合格しなければならない。
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
- (b) 実施設計期間中、基本設計図等に疑義が生じたとき等は、必要に応じて担当者を派遣し説明すること。
- (6) 成果物の取扱い
提出された 成果物のデータについては、本施設の実施設計受注者等に貸与し、当該実施設計等において使用することがある。
- (7) 基本設計図等（基本設計図、設計説明書及び工事費概算書）の提出
監督職員等との協議の上、令和2年9月末日までに提出すること。
- (8) 本業務の監督
発注者は別途「一般財団法人京都技術サポートセンター」と委託契約を予定しており、本仕様書の監督職員等とは、発注者が指名した職員及び一般財団法人京都技術サポートセンターの指名した職員とする。

別表 1

設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	告示15号の業務内容		適用※	備考
基本設計に関する業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 設計上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○	
	(5) 基本設計図書の作成		○	
実施設計等に関する業務	(6) 概算工事費の検討		○	
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		○	
	(1) 要求の確認	i) 建築主の要求等の確認	△	
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の確認	○	
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△	
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△	
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	○	
	(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	△	特記仕様書は本町書式による。
		ii) 確認申請図書の作成	○	
	(5) 概算工事費の検討		○	
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		○	
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×	

※ 本業務委託において、発注者等（*1）が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者等が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す

*1：発注者（井手町）及び発注者が別途委託契約した一般財団法人京都技術サポートセンター